

## 総長選考・監察会議（第5回）

令和6（2024）年8月28日（水）

13：00～15：00

### 議 題

1. 総長の賞与に係る職務実績評価について
  - （1）総長による実績評価 自己評価書の説明
  - （2）自己評価書についての意見交換
  - （3）次回に向けた意見交換
2. 総長の中間評価について
3. 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について
4. その他

### 配付資料

1. 総長の賞与に係る職務実績評価関係資料【非公開】
2. 総長の中間評価関係資料【非公開】
- 3-1. 東京大学総長選考・監察会議規則（改正案）
- 3-2. 東京大学総長選考・監察会議内規（改正案）
4. 第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）

### 参考資料

1. 総長の評価にかかる比較
2. 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について
3. 運営方針会議設置に向けてのスケジュール・イメージ

東京大学総長選考・監察会議規則

(平成16年4月1日東大規則第2号)

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。
  - (2) 前条第2号の委員の任期は3年とする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第5条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- [\(6\) 運営方針委員の選任及び解任についての審議](#)
- [\(7\) 運営方針委員の任期に関する事項の審議](#)

- 2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

## 東京大学総長選考・監察会議内規

(平成16年4月1日東大規則第5号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 求められる総長像の決定
- (6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (7) 大学総括理事の設置

[\(8\) 運営方針委員の選任及び解任](#)

[\(9\) 運営方針委員の任期に関する事項](#)

[\(10\)](#) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与えるものとする。

4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

## 第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

## 第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部

科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

#### 第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第18条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

- 2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
- 4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

- 2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

#### 第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

#### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。
- 2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同

区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

#### 第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和6年7月23日（火）13：00～14：45
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、國土、小林、酒匂、板東、浦野、杉山、中島、中西、南學、納富、兵藤、目黒 各委員
4. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
5. 議題
  - 1 総長の賞与に係る令和5（2023）年度職務実績評価について  
・監事との懇談
  - 2 総長の中間評価について
  - 3 運営方針会議設置にかかる学内の検討状況等について
  - 4 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について
  - 5 その他
6. 配付資料
  - 1 総長の賞与に係る職務実績評価関係資料【非公開】
  - 2 総長の中間評価関係資料【非公開】
  - 3-1 運営方針会議に係る検討状況について
  - 3-2 東京大学運営方針委員の選考方針等について（暫定案）
  - 4-1 総長選考・監察会議規則（改正案）
  - 4-2 総長選考・監察会議内規（改正案）
  - 5 第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）
7. 参考資料
  - 1 運営方針会議検討TFにおける検討状況の概要
  - 2 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について
8. 議事

議題1及び2については、人事に関する意見交換を行う議事であるため、非公開とする。

  - 1 総長の賞与に係る令和5（2023）年度職務実績評価について  
・監事との懇談

議題1に関し、両監事から、配付資料1に基づいて説明があった。次いで、両監事からの説明に基づき、令和5年度の総長の業務執行状況について、出席委員と両監事との間で意見交換が行われた。

## 2 総長の間接評価について

議題2に関し、議長から、配付資料2に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。次いで、中間評価について、出席委員の間で意見交換が行われた。

## 3 運営方針会議設置にかかる学内の検討状況等について

議題3に関し、議長から、大学の運営方針会議設置にかかる検討主体である運営方針会議検討タスクフォース委員に対して、現在の学内の検討状況についてご説明いただくよう依頼があり、同タスクフォース委員から、配付資料3-1及び配付資料3-2に基づき、運営方針委員の構成、任期及び選考方針案について説明があった。次いで、出席委員と同タスクフォース委員との間で、運営方針委員の在任期間の上限についての考え方、運営方針委員と経営協議会学外委員の兼務及び運営方針委員に占める女性割合の目標等について意見交換が行われた後、議長から、運営方針委員の任期の考え方について2年とした上で最大4期8年となることについて諮られ、了承された。なお、出席委員から、運営方針委員の在任期間の上限について8年は長いのではないかとの意見があった。おって、議長から、配付資料3-2「東京大学運営方針委員の選考方針等について」の方向性についての確認があり、出席委員から意見はなく、今後、この方針に基づいて委員の選考を進めていくことが了解された。

## 4 総長選考・監察会議規則及び内規の改正について

議題4に関し、事務局から、配付資料4-1及び4-2並びに参考資料2に基づき、総長選考・監察会議規則及び総長選考・監察会議内規の改正内容及び改正までの流れについて、説明があった。次いで、議長から、出席委員に意見を求めたところ、特に意見はなく、第5回総長選考・監察会議で最終的に審議する旨が確認された。

## 5 その他

事務局から、今後の日程について説明があった。

以上

## 中間評価

対象年度：総長就任以後3年を経過する日までの間

頻度：総長の任期の4年目に実施（任期中1回のみ）

結果の形式：文章

目的：総長選考の適切性を確認、今後の法人経営に向けた助言

公表の有無：公表

○総長選考・監察会議規則の任務に明記

## 賞与に係る職務実績評価

対象年度：前年度1年間

頻度：毎年度実施

結果の形式：評価区分（A～E）（ただし評価書に理由を記載）

目的（用途）：総長の業務執行状況の確認（評価区分に応じて前年度の総長の賞与に反映（1.1～0.9））

公表の有無：非公表

○総長選考・監察会議規則の任務である「総長の業務執行の状況についての確認及」の一環として実施。

【参考】

総長選考・監察会議規則

（任務）

第5条

(3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施

# 総長の評価にかかる比較

## 中間評価

結果の形式	文章	<a href="#">【参考】前総長の中間評価</a>
公表の有無	公表	学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。 【参考】国立大学法人ガバナンス・コード（2020年3月制定／文部科学省 内閣府 国立大学協会）
目的	総長選考の適切性を確認、今後の法人経営に向けた助言	学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにする事なく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。  学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。 【参考】国立大学法人ガバナンス・コード（2020年3月制定／文部科学省 内閣府 国立大学協会）
頻度	総長の任期の4年目に実施	選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。 【参考】東京大学総長選考・監察会議内規 第18条

## 賞与に係る職務実績評価

結果の形式	評価区分（A～E）	A（1.10）、B（1.05）、C（1.00）、D（0.95）、E（0.90）の五段階 （ただし、評価書に理由は記載） 【参考】役員の賞与の支給日及び支給基準（総長裁定）
公表の有無	非公表	人事に関する意見交換を行う議事の議事録及び配付資料は非公開 【参考】東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項 2（1）ただし書き前段
目的（用途）	総長の業務執行状況の確認（評価区分に応じて前年度の総長の賞与に反映）	（1）職務実績の評価対象期間は、前年度 1 年間における実績評価とする。 【参考】総長の賞与に係る職務実績の評価について（R4.3.24 総長選考会議）
頻度	毎年度実施	（1）職務実績の評価対象期間は、前年度 1 年間における実績評価とする。 （2）職務実績の評価は、11 月までに行う。 【参考】総長の賞与に係る職務実績の評価について（R4.3.24 総長選考会議）

## 改正国立大学法人法（令和6年10月1日施行）（抄）

第二十一条の四 運営方針会議は、三人以上の運営方針委員及び学長で組織する。

- 2 運営方針委員は、第十二条第六項に規定する者のうちから、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。
- 3 前項の承認は、特定国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。
- 4 運営方針委員の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定国立大学法人の規則で定める期間とする。ただし、補欠の運営方針委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第十五条第五項前段、第十八条及び第十九条の規定は運営方針委員について、第十六条の規定は運営方針委員となる者の資格について、第十七条第一項及び第二項の規定は学長が運営方針委員を解任する場合について準用する。
- 6 前項において準用する第十七条第二項\*の規定により学長が行う運営方針委員の解任は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、行うものとする。

※改正後の国立大学法人法第二十一条の四第五項の規定による読替え

（運営方針委員の解任等）

第十七条 学長は、運営方針委員が前条の規定により運営方針委員となることができない者に該当するに至ったときは、その運営方針委員を解任しなければならない。

2 学長は、運営方針委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他運営方針委員たるに適しないと認めるときは、その運営方針委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3～8 （準用せず）

